令和８年熊本地震で被災された方への
後期高齢者医療保険料　減免のご案内

令和８年７月28日時点で対象市町村に住所があり、地震による被害で下のいずれかに該当する後期高齢者医療の被保険者は、保険料が減免される場合があります。

対象となるケース・軽減の割合・申請時に必要な書類

【原則共通】後期高齢者医療保険料減免申請書 ＋ 各ケースの必要書類

ケース	どんな方が対象？	軽減の割合	主な必要書類
1	世帯の「主たる生計維持者」が、 地震による被害で 死亡した、または重篤な傷病を負った方	対象保険料 **全額**	・被災したことが分かる書類 ・医師の診断書 （死亡の場合は死亡診断書）
2	世帯の「主たる生計維持者」が、 地震による被害で行方不明となった方	対象保険料 **全額**	・被災したことが分かる書類 ・状況報告書※
3	主たる生計維持者の「事業・不動産・山林・給与」のいずれかの収入が、 **①前年より３割以上減る見込み** **②前年の合計所得が1,000万円以下** **③減る収入以外の前年所得が400万円以下** のすべてを満たす方	前年合計所得に応じ 300万円以下：全額 400万円以下：8/10 550万円以下：6/10 750万円以下：4/10 1,000万円以下：2/10 ※事業廃止・失業は対象保険料額の全額	・被災したことが分かる書類 ・収入減少が分かる書類 ・保険金等の補填額が分かる書類 （補填がない場合は申立書） ・令和７年所得が分かる書類 ・令和８年収入見込みが分かる書類 ・状況報告書※
4	主たる生計維持者が 「居住する住宅」に損害を受けた方 （罹災証明書の損害区分で判定） **解体（公費・自費）をした方** ※被災者生活再建支援法第２条第２号口に該当	**全壊：全額** **半壊・大規模半壊：1/2** **床上浸水：1/2** **解体（公費・自費）：全額** **（罹災判定結果にかかわらない）** ※長期避難世帯は全壊扱い	・罹災証明書 ※「住家」で発行されたもの **・解体が完了もしくは決定がわかる書類**
5	被保険者本人が主たる生計維持者ではなく、 その本人が地震による被害で 行方不明となった方	対象保険料 **全額**	・被災したことが分かる書類 ・状況報告書※

複数のケースに該当する場合は、減免額が最も大きくなるものを適用します。

※ 状況報告書は、市町村職員が申請者から聞き取りを行い作成します。

※ ケース３の「軽減割合」は、計算した対象保険料額に対する割合です。

申請の流れ

１ お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口へ相談 → ２ 申請書と必要書類を提出（必要に応じて職員が聞き取り） → ３ 広域連合で審査・決定 結果をお知らせ

※被災した住所と現住所が異なる方は、住所を有する市町村への申請を行ってください。

申請期限

令和９年３月31日まで	**申請・相談先：お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口** ※ 必要書類は状況により追加でお願いする場合があります。まずは窓口へご相談ください。